

ひとり親家庭の資格取得を応援 【高等職業訓練促進給付金】

内容／ひとり親家庭の母又は父が就職に有利な資格を取得するため、1年以上養成機関で修業する場合、福岡県が生活費を助成します。その他／助成額、対象者や対象資格等は、お問い合わせください。

問合せ／嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所

☎0949・222・5692

生活・お知らせ

住宅用火災報知器

住宅における火災発生の早期認知や就寝中の火災による逃げ遅れを無くするため、福岡県内すべての住宅に住宅用火災警報器が義務付けられた平成21年6月1日から令和元年5月31日で10年が経過しました。

住宅用火災報知器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで火災を検知しなくなることがあるため、機器本体を取り替えましょう。

10年を目安に交換しましょう。

問合せ／飯塚地区消防本部

☎0180・999・8889

介護に関する入門的研修会

日時／【A日程】9月1日、8日、15日、22日、29日 【B日程】11月5日、6日、7日、8日、12日
※いずれも10時からで、5日間の受講コースです。

場所／【A日程】中間市中央公民館 【B日程】直鞍産業振興センター ADOX福岡別館(直方市)
対象／介護未経験者の方(定員50人)
内容／介護に関する基本的な知識
その他／参加費は無料

問合せ／福岡県社会福祉協議会
材・情報課

☎092・584・3310

個人事業を営んでいる人へ

8月は個人事業税第1期分の納期です。個人事業税は、地域の特性を生かした地方創生や、皆さんの安全・安心の向上を図るために役立てられています。

令和元年度は9月2日(金)が納期限です。忘れずに納めましょう。個人事業税の納税は、便利で安全な「口座振替」をご利用ください。

問合せ／福岡県飯塚・直方県税事務所
所事業税係 ☎21・4903

→→→ Pick Up

事業者の皆様! 準備はお済みですか? / 2019年10月1日から消費税・地方消費税の **軽減税率制度** がスタート。
仕入税額控除の方式が変わります!

標準税率 **10%** と、**飲食料品(酒類・外食を除く)**・**新聞(定期購読契約された週2回以上発行されるもの)** に係る軽減税率 **8%** について

帳簿・請求書・レシート等の記載を複数税率に対応させる必要があります。

CHECK 全ての事業者の方に関係があります!

飲食料品等の販売がない場合でも、例えば、**飲食料品等の仕入があれば、帳簿上、軽減税率対象である旨を明記する必要があります。**

詳しくはこちら [軽減税率 国税庁](#) 

レジや受発注・請求書管理システムの導入・改修が必要となることがあります。

CHECK 軽減税率対策補助金が拡充されました!

中小企業・小規模事業者等の方向向けに**複数税率対応レジの導入等を支援**します。ぜひご利用ください。

詳しくはこちら [軽減税率対策補助金](#) 

制度についてのお問い合わせ
●消費税軽減税率電話相談センター (フリーダイヤル) ☎0120-205-553
受付時間は平日午前9時から午後5時まで。
*ナビダイヤル0570-030-456(通話料がかかります)もご利用いただけます。

補助金についてのお問い合わせ
●軽減税率対策補助金事務局 (フリーダイヤル) ☎0120-398-111
受付時間は平日午前9時から午後5時まで。